

マニフェストの記載方法に変更があります。

事故由来放射性物質に汚染され、又はそのおそれがある
産業廃棄物(環境省令で定めるものに限る)を
委託する場合は、特定産業廃棄物と記載する必要があります。

排出事業者、
運搬事業者、処分事業者、
三者で確認しましょう。



放射性物質汚染対処特措法(平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法)の施行に伴い、平成24年1月1日より、排出事業者は該当する産業廃棄物の運搬又は処分を委託する際は、特定産業廃棄物と記載することが義務づけられました。
下記の記入例を参考に、適正なマニフェスト交付を行いましょう。

◆記入例

産業廃棄物焼却施設を有する中間処理事業者が交付する場合

産業廃棄物管理票(マニフェスト)A票

交付年月日 平成 24年 1月 7日 交付番号 20000000215 整理番号 姓名 中田○介

排出事業者 氏名又は名称 ○○産業(株) 事業場 所在地 ○○県○○市○○町○○番○○号
○○県○○市○○町○○番○○号

産廃の種類 種類(普通産業廃棄物) 種類(特別管理産業廃棄物) 数量(及び単位) 3t 荷役 フレキシブルコンテナ
産業廃棄物の名称 焼却炉灰 有害物質等 処分方法 管理型埋立
備考・通信欄

中間処理事業者(処分委託者)の氏名又は名称及び管理票の交付番号(登録番号)
○興業(株) ○○興業(株) ○○興業(株)
住所 ○○県○○市○○町○○番○○号
住所 ○○県○○市○○町○○番○○号
住所 ○○県○○市○○町○○番○○号

運搬先(処分事業者)の氏名又は名称 ○○環境××積替保管所
住所 ○○県○○市○○町○○番○○号

最終処分を行った場所 (代行用) 発行元:公益社団法人 全国産業廃棄物連合会

直行用マニフェストの場合

- 「産業廃棄物」の「種類」にチェックを入れる。
- 「種類」の項目の空欄に特定産業廃棄物と記入しチェックを入れる。
- 「数量」の欄に数量を記入する。
- 「備考・通信欄」に運搬や処分する際の留意事項を記入する。

積替用マニフェストの場合

- 「産業廃棄物」の「種類」の欄に、特定産業廃棄物と記入する。
- 「数量」の欄に数量を記入する。
- 「備考・通信欄」に運搬や処分する際の留意事項を記入する。

産業廃棄物管理票(マニフェスト)A票

交付年月日 平成 24年 1月 20日 交付番号 40000000025 整理番号 姓名 佐藤○子

排出事業者 氏名又は名称 ○○産業(株) 事業場 所在地 ○○県○○市○○町○○番○○号
○○県○○市○○町○○番○○号

産廃の種類 種類(普通産業廃棄物) 種類(特別管理産業廃棄物) 数量(及び単位) 3t 荷役 フレキシブルコンテナ
産業廃棄物の名称 焼却炉灰 有害物質等 処分方法 管理型埋立
備考・通信欄

中間処理事業者(処分委託者)の氏名又は名称及び管理票の交付番号(登録番号)
○興業(株) ○○興業(株) ○○興業(株)
住所 ○○県○○市○○町○○番○○号
住所 ○○県○○市○○町○○番○○号
住所 ○○県○○市○○町○○番○○号

運搬先(処分事業者)の氏名又は名称 ○○環境××積替保管所
住所 ○○県○○市○○町○○番○○号

最終処分を行った場所 (代行用) 発行元:公益社団法人 全国産業廃棄物連合会

積替用

マニフェスト以外の
変更箇所

委託契約書

委託する産業廃棄物が特定産業廃棄物である旨を明記する必要があります。